

「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和7年3月8日（土）～4月7日（月）

■提出された意見の件数：5件【法人5件】

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【5件】（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方（案）	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全 般				
1	(株)NTT ドコモ	開設計画認定満了以降は各社の事業戦略に基づき基地局等の展開を行っていく領域と考えており、周波数帯の特徴を活かし、ニーズに応じたエリア展開を行うことや、社会課題への取組等についても周波数の有効利用として考慮頂くよう基準を適宜ご検討頂くことを希望します。	電波の有効利用に係る基準等については、ご指摘の点も含め、適時適切に検討を行ってまいります。	無
2	KDDI (株) / UQ コミュニケーションズ (株)	令和6年度の電波の利用状況調査においては、有効利用評価方針に準じた調査項目の簡素化として、前年度から調査項目の見直しや集約を実施いただき、感謝申し上げます。当該調査は、項目が多岐にわたり、その対象データも多いことから、次年度以降においても有効利用評価方針に準じた継続的な調査項目の見直しや十分な調査期間の確保を希望いたします。	利用状況調査の調査項目や調査期間については、総務省において今後の参考としていただきたいと思います。	無

3	ソフトバンク (株)/Wireless City Planning (株)	今回、昨年度の調査結果の内容を踏まえて「有効利用評価方針」の改定案が示されたところ、このような継続的な評価基準の見直しは電波の有効利用の更なる推進を図る観点から有意義な取組みであると考えます。また、評価基準の見直しの際は、開設指針等の割当て時の要件や示されている考え方との整合性、各評価基準と各社の各周波数帯別調査結果との乖離状況※¹等を考慮することでより実態に即した評価になると考えます。加えて、評価基準の設定については、他社との単純な相対評価とせず、より合理的な基準※²を採用することが望ましいと考えます。 ※1：継続的な調査により蓄積されたデータによる傾向や周波数特性等による補正 ※2：評価結果に係る事業者の予見性確保が可能となる明確な基準の設定 等 上記の観点を踏まえ、本方針案についての当社意見を申し上げます。	いただいた前段のご意見については、賛同意見として承ります。 いただいた後段の評価基準の見直しに係るご意見については、後述の No5 及び 7 の考え方をご参照ください。	無
三 評価の事項、方法及び基準				
使用周波数の移行計画				
4	ソフトバンク (株)/Wireless City Planning (株)	(18 頁 別紙 1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準／三 移行計画に係る周波数帯) 今回新たに 3 G 移行計画の実施状況に係る評価基準が設定されましたが、これまでの認定期間満了後の周波数帯の実績評価と同様、人口カバー率の評価基準は絶対値を基本としており、過去の考え方に沿った評価基準になっていると考えます。	いただいた意見については、賛同意見として承ります。	無
電気通信業務用基地局の数				
5	ソフトバンク (株)/Wireless City Planning (株)	(8 頁 別紙 1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準／二 6 GHz 超の周波数帯／1 電気通信業務用基地局の数) ミリ波帯の基地局の数に係る実績評価の基準については、前回より周波数帯平均値による相対評価が行われていますが、総論で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点か	いただいた前段のご意見について、スポット的に利用されるミリ波帯の基地局数の評価は、基地局の数に係る絶対評価の適切な基準の設定は困難と考えられるため、各社間の競争による基地局の整備促進も期待し、現行のとおり、基地局数の周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えます。	無

		らは相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。今後の調査において蓄積されるデータやその傾向を踏まえ、適切なタイミングで評価基準を継続的に見直すことが有益と考えます。 また、ミリ波帯においては新たな割当方式（周波数オークション）による割当ても想定されることから、周波数オークションによる割当時の要件等も考慮しながら、評価基準を見直すことが必要と考えます。	いただいた後段のご意見について、今後のオークション制度の導入及びオークション結果によるサービスの提供状況を踏まえて検討することが適切と考えます。	
面積カバー率				
6	(株)NTT ドコモ	（移行計画に係る周波数帯／3 面積カバー率） 従前の「開設計画の認定に係らない周波数帯における実績評価の基準」では、面積カバー率に関してD評価は設定されておらず、総合的な実績評価の基準にも面積カバー率は含まれていませんでした。 周波数を有効に活用するために面積を広げるだけでなく、ニーズに合わせた展開を実施したいと考えます。新たにD評価を設定することで、事業環境変化へ柔軟に対応することが出来なくなった結果、お客様ニーズへの追従やビジネス拡大が出来なくなる恐れがあります。	「令和5年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の有効利用の程度の評価結果」中の今後の検討課題に記載のとおり、3Gから4G・5Gへのマイグレーションには一定の期間が必要であることに鑑み、当該移行計画の期間中は、例外的に、現行基準を適用せず、移行計画に基づく評価を行うこととしたものです。 このため、電波の有効利用の観点からは、最低限達成すべき目標として、正当な理由なく移行計画値を満たさない場合をD評価とするものであることから、原案どおりとすることが適当と考えます。 なお、3G移行計画の策定においては、ニーズを踏まえて策定されるものと認識しておりますが、移行計画策定時には予期し得なかった社会環境の変化等により当該計画の変更の必要が生じた際には、事業者ヒアリング等でその状況を説明いただきたいと思います。	無

7	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(10頁 別紙1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準／－ 6GHz以下の周波数帯／3 面積カバー率) 現在、面積カバー率に係る実績評価の基準についても同一周波数帯内の事業者実績値との相対評価となっていますが、総論で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点からは相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。 しかしながら面積カバー率について、やむを得ず相対評価を継続する場合は次にあげる点について考慮する必要があると考えます。 面積カバー率についてはこれまでの継続的な調査によりデータの蓄積が進展していると考えられ、例えば、これまでの比較に加えて、周波数特性の近い他の周波数帯と比較した場合に、有効利用がなされている周波数帯となっているかどうかの考慮が可能になっていると想定されます。 具体的には、より実態に即した評価とすることで電波の有効利用の更なる推進を図るためにも、周波数特性の近い他の周波数帯と比較した場合に突出して評価の高い値については、特に優れているとの特別な評価(例：SS)として、別に扱う等の措置を行うことが有効と考えます。また、周波数特性の近い他の周波数帯と比較して劣後していない値については、例えば評価結果上に注釈等で周波数特性の近い他の帯域の平均値を記載するなど、有効利用がなされていないとの誤解を与えることのないよう一定の配慮が必要と考えます。	いただいた前段のご意見について、面積カバー率は、山地などの人が居住していないエリアを含む指標であることから、絶対評価の適切な基準の設定が困難と考えられるため、各社間の競争による面積カバー率の拡大も期待し、現行のとおり、周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えます。 いただいた後段のご意見について、基本的に、同一周波数帯において事業者間の実績値に大きな差が生じている場合は、当該実績値の低い事業者に一層の努力を求めたいと考えますが、ご意見の趣旨については今後の参考といたします。	無
無線局の行う無線通信の通信量				
8	UQ コミュニケーションズ(株)	(別紙1／－ 6GHz以下の周波数帯／5 無線局の行う無線通信の通信量) 当社に割り当てられた周波数帯の更なる有効利用に引き続き努めて参ります。 4G・5G全体の通信量増加に対しては、KDDIグループ全体としてユーザー品質を考慮しつつ「トラヒックを効率的に処理す	通信量に係る評価の在り方については、総務省からの電波の利用状況調査の結果報告に基づき、いただいたご意見や利用実態、技術の進展等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無

		る」対応を継続するため、定量評価における個々の周波数帯の通信量については、今後もＫＤＤＩグループ全体の利用状況等に応じて増減が発生しうるものと認識しております。 そのため、今後も当該要因を考慮いただいた評価を希望いたします。		
9	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(30頁 別紙2 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準／－ 6GHz以下の周波数帯／ 4 無線局の行う無線通信の通信量) 認定期間満了後の通信量の進捗評価については、前年度実績値との比較となっていますが、例えば、NR化等の世代交代のタイミングでは、事業者全体のトラフィック総量は増加しているものの、NR化の準備や進展に伴い周波数帯ごとのトラフィック量が減少するという事象も想定されます。 NR化などのように、電波の有効利用の更なる推進に資する取組みが原因となりトラフィック量が減少した場合は、有効利用がなされていないとの誤解を与えることのないよう、例えば、評価コメント上への要因記載に加えて評価上にも注釈を加えるなど、より分かりやすく表記すべきと考えます。	電波の有効利用の観点からは、割り当てられた周波数帯を最大限活用することが必要と考えており、有効利用評価方針中、認定の有効期間が満了している又は認定によらない周波数帯の進捗評価において、通信量については、帯域別トラフィックが前年度実績値以上か未滿かの評価基準を設けているところです。通信量に係る評価の在り方については、いただいた御意見も踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
4. 9GHz 帯に係る評価基準				
10	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(39 頁 別紙3 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準／ 4 電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz 帯展開率／4.9GHz 帯開設指針により割り当てられた周波数帯) 今回新たに4.9GHz帯に係る評価基準が設定されましたが、4.9GHz帯認定時の開設指針の内容や、他の認定期間中帯域における評価基準と同様の考え方に基づいており、過去の考え方に沿った評価基準になっていると考えます。	いただいた意見については、賛同意見として承ります。	無